

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

【位置・地勢】

長岡市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、行政面積は891.05 km²、うち可住地面積は約5割となっている。

市の中央部を、日本一の長さで流量を誇る信濃川が縦断し、その両岸に肥沃な沖積平野が広がり、東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっている。

また、日本海に面する寺泊地域には南北に約16 kmの海岸線がある。

高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいる。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道などと結ばれ、市内各地域に多種多様な産業が集積している。

【気候】

夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられる。

また、降水量は梅雨期と秋から冬にかけての期間に多く、年間降水量の約50%は冬期に降り、その大部分は降雪によるものとなっている。

なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域などの山間部は県内でも有数の豪雪地帯であるが、和島地域、寺泊地域などの平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向となっている。

(1) 地域の災害等リスク

(風水害)

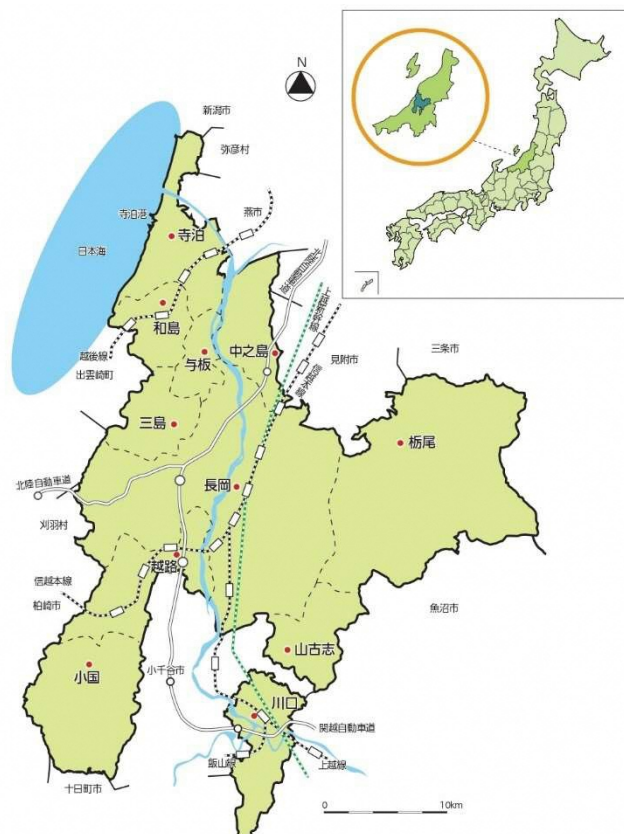
平成16年7月新潟・福島豪雨(7・13水害)では、刈谷田川ダム観測所で1時間51ミリの雨を観測。刈谷田川と猿橋川が決壊し、大量の土砂を含む激しい濁流が地域をおそい、中之島地域と栃尾地域で4名の方が亡くなったほか、住宅の全半壊等480棟、床上床下浸水が2,878棟にのぼるなど、甚大な被害を受けた。

当会が立地する栃尾地域では、刈谷田川などの洪水ハザードマップが整備されている。洪水浸水深が5m超となる箇所、家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。

(土砂災害)

当市では、中之島地域を除く10地域でハザードマップが整備されている。

当会が立地する栃尾地域では、市街地である表町、大町を含む各地区でハザードマップが整備されている。ほぼ全ての地区で土砂災害特別区域が指定されている。



出典：長岡市総合計画

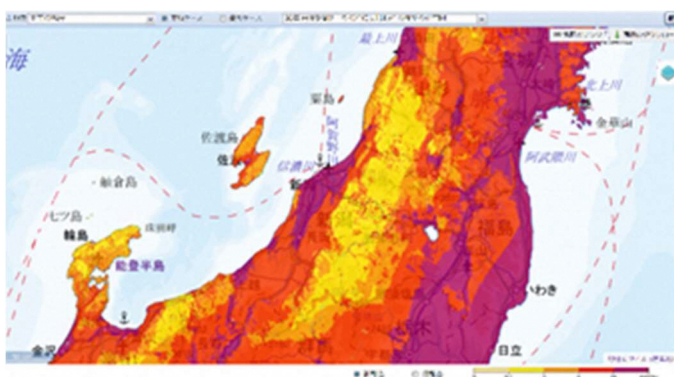
(雪害)

当市は、長岡地域、越路地域、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域が、新潟県特別豪雪地域に指定され、交通障害、雪崩、建築被害等への警戒が必要となっている。最近では、令和4年12月の豪雪により、市内広域において交通障害・立ち往生が発生。国道8号・17号では、通行止めの解消までに26時間を要した。

(震災 (J-SHIS))

当市では、平成16年10月23日の新潟県中越大地震でM6.8・最大震度7、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震でM6.8、最大震度6強を観測している。また、令和6年1月1日の能登半島地震では、震度6弱を観測し814件（令和6年12月17日現在）の建物が被害を受けた。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で発生する確率が26%超となる地域が、市内に広く分布している。



出典：J-SHIS 地震ハザードステーション

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和6年3月31日現在)

- ・ 商工業者等数 664 者
- ・ 小規模事業者数 604 者

【内訳】

業種		商工業者数 (者)	小規模 事業者数 (者)	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	180	173	地域内に広く分布
	製造業	124	104	地域内に広く分布
	卸売業	15	14	地域内に広く分布
	小売業	132	120	地域内に広く分布
	飲食・宿泊	62	60	地域内に広く分布
	サービス業	127	117	地域内に広く分布
	その他	24	16	地域内に広く分布
	合計	664	604	

(商工会基幹システム企業カウントより)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・長岡市地域防災計画の策定
- ・長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ・長岡市国土強靱化地域計画の策定
- ・各種ハザードマップの策定（洪水、津波、土砂災害、内水、ため池）
- ・市民向けパンフレット等の作成（市民防災のしおり、原子力災害時の屋内退避・避難の行動）

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県及び当市主催の事業者BCP策定セミナーの周知
- ・新潟県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業対応応援制度」などの取扱損害保険会社と連携した損害保険等への加入推進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・感染症対策業種別ガイドラインの周知
- ・栃尾商工会危機管理マニュアルの策定

II 課題

現状では、BCPを策定済みの事業所は栃尾地域でごく少数の事業者に限られると推定され、特に経営資源が限られている小規模事業者については、ほぼ策定していないと想定される。

これまでの当会の取組としては、地区内小規模事業者に対し会報やホームページでBCPに関する国の施策やセミナーの情報発信のみ行ってきたが、BCP策定や災害の備えの重要性をより強く意識してもらうためには、もう一步踏み込んだ支援が必要であるものの、BCP計画策定に必要な災害リスクの分析や保険・共済などの専門知識やノウハウを持った経営指導員等が不足している状況で現状では十分な支援ができるとは言い切れない。

また、災害発生時の地区内事業者の状況把握方法については当会の危機管理マニュアルで定めていたが、より連携が必要となる当市との情報共有の仕組みについては明確に定めていなかった。スムーズな状況把握と支援につなげるためには、連携の具体的な方法について事前に決定しておくことが重要となる。

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 4月 1日～令和12年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成28年に作成した「栃尾商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマやフェイクニュースに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成28年に「栃尾商工会危機管理マニュアル」を作成し、随時更新している（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・新潟県商工会連合会や新潟県よろず支援拠点、新潟県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、事業者に対し普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市により適宜、電話やメール等で支援情報を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度5以上の地震等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行い、当会長に報告する。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長岡市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～概ね1週間	1日に1回共有する
概ね1週間～1か月後	必要に応じて適宜共有する
1か月後以降～	状況を勘案しながら適宜共有する

- ・当市で取りまとめた「長岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

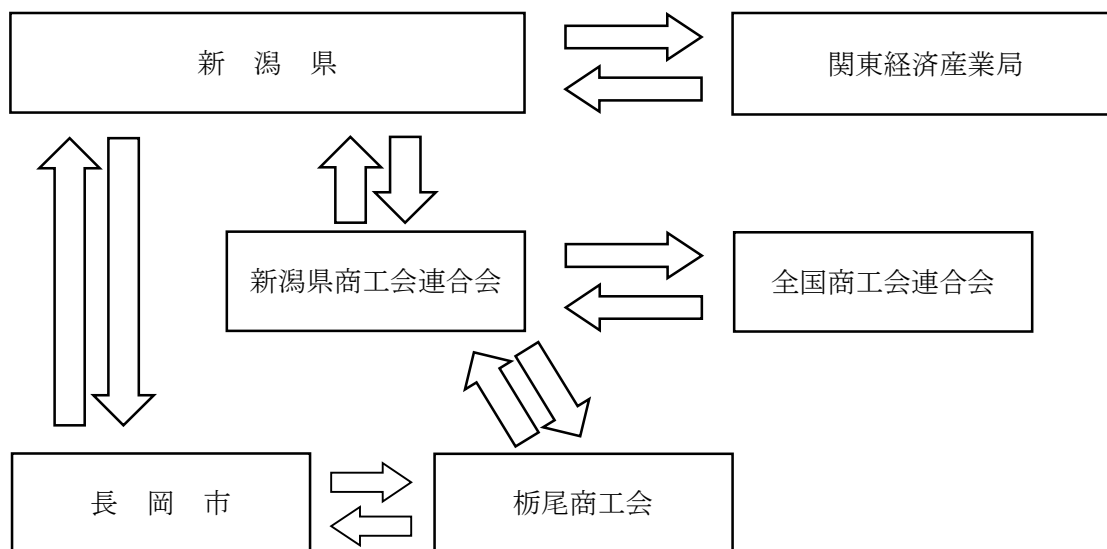
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び

指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

<連絡ルート>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、長岡市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や新潟県、長岡市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

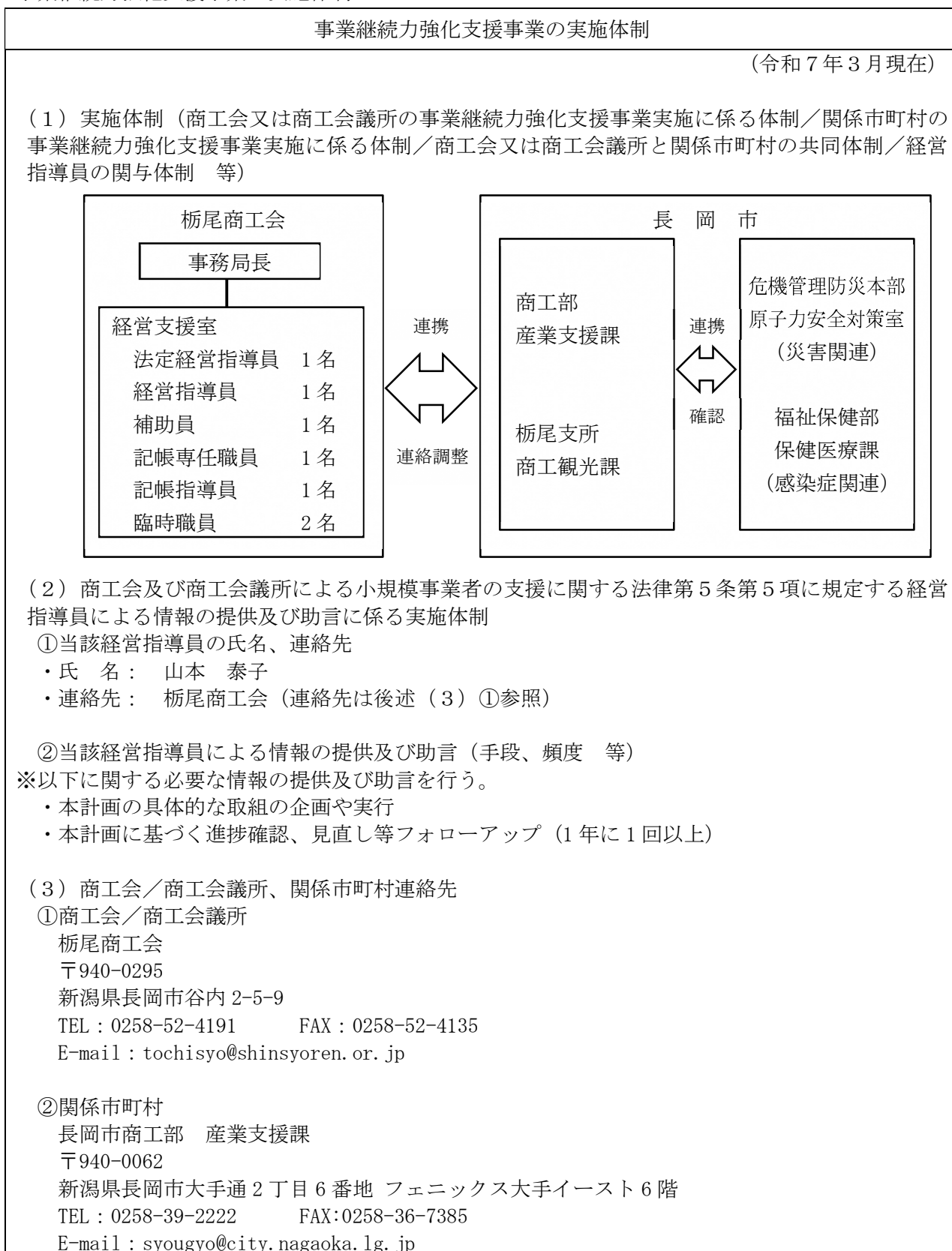
- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	70	70	70	70	70
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長岡市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・該当なし
連携して実施する事業の内容
・該当なし
連携して事業を実施する者の役割
・該当なし
連携体制図等
・該当なし